

平成25年3月12日

神戸地方裁判所

神戸地方裁判所伊丹支部

神戸地方裁判所尼崎支部

神戸地方裁判所明石支部

神戸簡易裁判所

西宮簡易裁判所

伊丹簡易裁判所

尼崎簡易裁判所

明石簡易裁判所

## 本庁及び神戸簡易裁判所における令状事件等事務処理要領

(裁判官申合せ)

- 1 この処理要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。
  - (1) 令状事件等 令状発付及び起訴前の勾留に関する処分（求令状及び求令状と同時になされた接見等禁止請求事件を含む。）をいう。
  - (2) 平日 裁判所の休日に関する法律に定める裁判所の休日以外の日をいう。
  - (3) 休日 裁判所の休日に関する法律に定める裁判所の休日をいう。
  - (4) 年末年始 12月29日から翌年の1月3日までをいう。
  - (5) 宿舎裁判官 神戸市内の宿舎に居住する裁判官をいう。
  - (6) 執務時間 平日の午前8時30分から午後5時までをいう。
  - (7) 時間内当番 執務時間内の当番をいう。ただし、神戸地方裁判所本庁（以下「本庁」という。）及び神戸簡易裁判所以外の裁判所に勤務する裁判官（以下「支部等の裁判官」という。）が当日の夜間当

番である場合は、平日の午前8時30分から当該裁判官が到着した時点又は午後6時のうち早い方までの当番をいう。なお、当該時間の開始及び終了は、令状請求を裁判所が受理した時刻を基準とする（日直当番及び夜間当番につき同じ。）。

(8) 日直当番 休日の午前8時30分から午後5時までの当番をいう。

(9) 夜間当番 午後5時から翌日の午前8時30分までの当番をいう。

ただし、支部等の裁判官が平日の夜間当番である場合には、当該裁判官が本庁に到着した時点又は午後6時のうち早い方から翌日の午前8時30分までの当番をいう。

## 2 令状事件等

### (1) 令状事件等の処理裁判官

令状事件等は、神戸地方裁判所長（以下「所長」という。）、神戸簡易裁判所司法行政事務掌理裁判官及び別に新任判事補研さん実施要領において定める判事補を除く裁判官が、(3)に定める区分ごとに、原則として毎日1人ずつ交替で処理する。

### (2) 令状当番の割当て

ア 時間内当番、日直当番及び夜間当番の裁判官の割当て等のための令状当番表作成要領（以下「当番表作成要領」という。）は、刑事上席裁判官が定める。

イ 令状当番の割当ては、当番表作成要領に基づき、刑事訟廷事務室において、前年度に引き続き、機械的に行う。ただし、令状当番の割当てを受けた裁判官が公的行事に参加する場合は、次順位の裁判官に割り当てる。

ウ 令状当番の割当てを受けた裁判官が私事等で差し支えが生じた場合は、当該裁判官において交替の裁判官を確保した上で、その旨を刑事訟廷事務室に連絡する。

### (3) 当番の区分等

## ア 時間内当番

(ア) 次の裁判官に順次割り当てる。ただし、aの裁判官とbの裁判官との割当ての割合は、1対1.5とする。

a 本庁の未特例判事補（第3民事部配置の未特例判事補を除く。）および主に左陪席の職務を担当する特例判事補（割当ての割合は、未特例判事補の2分の1）。ただし、割当日は、その所属部の合議事件の開廷日以外の日及び当該特例判事補の単独事件の開廷日以外の日とする。

b 神戸簡易裁判所の裁判官。ただし、割当日は、開廷日以外の日とする。

(イ) (ア)の定めにかかわらず、必要があるときは、民事部会会員及び刑事部会会員の裁判官の協議により、特定の裁判官への割当てを変更することができる。

## イ 日直当番

(ア)及び(イ)に定める裁判官を除く、本庁、神戸簡易裁判所、神戸地方裁判所明石支部又は明石簡易裁判所に所属する裁判官に順次割り当てる。

(ア) 事務分配等規程第77条に定める第1順位の所長代行者、野里宿舎に居住する裁判官及び妊娠中の女性裁判官

(イ) 健康上の理由又は家庭の事情等により、日直当番の免除を申請し、所長の承認を得た裁判官

## ウ 夜間当番

(ア)及び(イ)に定める裁判官を除く、本庁、神戸簡易裁判所、神戸地方裁判所伊丹支部、伊丹簡易裁判所、神戸地方裁判所尼崎支部、尼崎簡易裁判所、神戸地方裁判所明石支部、明石簡易裁判所又は西宮簡易裁判所に所属する裁判官に順次割り当てる。

(ア) 事務分配等規程第77条に定める第1順位の所長代行者、神戸地方裁判所尼崎支部長、野里宿舎に居住する裁判官及び妊娠中の又は3歳未満の子を養育している女性裁判官

(イ) 健康上の理由又は家庭の事情等により、夜間当番の免除を申請し、所長の承認を得た裁判官

エ 年末年始の当番

年末年始の令状当番は、イ及びウの定めにより割り当てた裁判官が、前年度又は前々年度の年末年始の日直当番又は夜間当番を割り当てられていた場合は、次順位の裁判官に割り当てるものとする。当年度に日直当番及び夜間当番の双方が同一の裁判官に割り当てられた場合には、後の日時の当番について、次順位の裁判官に割り当てるものとする。

オ 求令状事件等で当番裁判官において処理できない事件

当番裁判官において処理することができない令状事件等の処理は、以下に定めるところによる。ただし、(イ)ただし書に定めるところにより、宿舍裁判官が登庁の上、在庁処理した場合には、当該裁判官は、ウによる割当てを1回免除される。

(ア) 執務時間内

管轄の属する裁判所に在庁する刑事事件担当の未特例判事補又は簡易裁判所裁判官（民事事件担当裁判官及び調停事件担当裁判官を含む。）が処理する。

(イ) 執務時間外

当該事件等を処理する権限のある裁判官のうち在庁している裁判官が処理する。ただし、これにより処理できない場合は、処理する権限のある宿舍裁判官が在庁処理する。

カ 事件の引継ぎ等

(ア) 当番裁判官は、その処理すべき事件について、当番時間を相当超過しなければ処理することができない場合には、次の当番裁判官に事件を引き継ぐことができる。

(イ) 時間内当番の当番時間終了後であって、当日の夜間当番である支部等の

裁判官が本庁に到着するまでの間は、上記オ(イ)本文と同様の例により処理する。

キ 時間内当番の応援

(ア) 時間内当番が1人の場合において、処理すべき予定の勾留請求（観護令状の請求及び求令状を含む。）が10件を超える場合には、時間内当番裁判官又は令状係主任書記官（担当書記官）は、在庁する未特例判事補（第3民事部配置の未特例判事補を除く。）又は簡易裁判所裁判官による応援を要請することができる。

(イ) 記録が膨大な事件が含まれるとき、令状事件等が多数のときなど、時間内当番裁判官において処理することが困難な場合も、(ア)と同様とする。

ク 日直当番の応援

(ア) 日直当番において処理すべき予定の勾留請求（観護令状の請求及び求令状を含む。）が10件を超える場合には、日直当番裁判官は、当番表作成要領に定める裁判官による応援を要請することができる。

(イ) 記録が膨大な事件が含まれる場合、令状事件等が多数の場合など、日直当番裁判官が1人で処理できない場合も、(ア)と同様とする。

(ウ) (ア)又は(イ)により応援した裁判官については、応援した日ごとに1回として計算し、原則として、次に割り当てられるべき日直当番分を割り当てないことにより調整する。

3 休日等の準抗告事件の執行停止及び年末年始等の準抗告事件の処理

執務時間外に受理した準抗告事件において申し立てられた執行停止及び年末年始等休日が4日以上連続する場合の準抗告事件の処理については、別に本庁の裁判官が協議して定める。

4 起訴後第1回公判期日までの勾留に関する処分（求令状及び求令状と同時になされた接見等禁止請求事件を除く。）

次に定める裁判官が処理する。

(1) (2)に定める場合以外の場合

本案が係属する部の代理部の未特例判事補（神戸簡易裁判所の事件については、当日在庁する本案担当以外の裁判官）

(2) 執務時間外に処理する場合及び(1)の裁判官に差し支えのある場合

次の裁判官がこの順序により処理する。

ア 代理部を代理する部の未特例判事補

イ 本案が係属する部の未特例判事補（本案が合議事件である場合を除く。）

ウ 本案が係属する裁判所に在庁する刑事事件担当の裁判官（本案担当の裁判官を除く。）

エ 本案が係属する裁判所に在庁するその他の裁判官（本案担当の裁判官を除く。）

オ 処理する権限のある宿舎裁判官

5 勾留取消し及び勾留理由開示請求事件

次に定める裁判官又は裁判所が処理する。

(1) (2)及び(3)に定める場合以外の場合

勾留した裁判官又は勾留した裁判所（以下「勾留した裁判官」という。）

(2) 起訴前の勾留取消し又は勾留理由開示請求事件で、勾留した裁判官に差し支えのある場合

勾留した裁判官の所属する裁判所の刑事事件担当の裁判官（神戸簡易裁判所については、民事事件担当裁判官及び調停事件担当裁判官を含む。）

(3) 起訴後第1回公判期日までの勾留取消し又は勾留理由開示請求事件で、勾留した裁判官に差し支えのある場合又は勾留した裁判官が公訴の提起を受けた裁判所の裁判官でない場合

その事件の係属する部（係）の代理部（係）の裁判官

6 警察官職務執行法第3条による保護許可事件

2に定める裁判官が処理する。ただし、当該裁判官において処理することがで

きない場合（神戸地方裁判所の裁判官で神戸簡易裁判所裁判官の補職発令がなく、かつ、裁判所法第36条第1項により神戸簡易裁判所裁判官の職務を代行できない場合）は、2(3)オによる。

7 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第34条第1項前段又は第60条第1項前段の鑑定入院命令

(1) 執務時間の内外を問わず2(3)ア(ア)aの裁判官が処理する。

(2) (1)の裁判官の割当て等のための鑑定入院命令当番表の作成要領は、当番表作成要領において刑事上席裁判官が定める。

8 被疑者に対する国選弁護人選任手続に関する処分

2に定める裁判官が処理する。ただし、当該裁判官において処理することができない場合（選任請求を受理した裁判所が地方裁判所で当番裁判官が簡易裁判所判事である場合及び選任請求を受理した裁判所が簡易裁判所で当番裁判官が簡易裁判所判事の職務を代行できない場合）は、2(3)オによる。

9 麻薬特例法及び組織的犯罪処罰法の保全処分

次に定める裁判官が処理する。

(1) 麻薬特例法第5章及び組織的犯罪処罰法第4章の保全に関する起訴前の請求による処分

2に定める裁判官（神戸簡易裁判所裁判官を除く。）

(2) 麻薬特例法第5章及び組織的犯罪処罰法第4章の保全に関する起訴後第1回公判期日前の処分

4に定める裁判官

(3) 組織的犯罪処罰法第6章の保全に関する審査請求前の請求による処分

2に定める裁判官（神戸簡易裁判所裁判官を除く。）

(4) 当番裁判官において処理することができない場合

当番裁判官において処理することができない場合は、執務時間内については、神戸地方裁判所に在庁する刑事事件担当の裁判官、その他の時間帯については、

## 権限のある宿舎裁判官

### 10 所長の指名

2 から 9 までの定めによって処理ができない場合は、所長の指名する裁判官が処理をする。

#### 附 則

- 1 この処理要領は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 平成 20 年 8 月 8 日付け「本庁及び神戸簡易裁判所における令状事件等事務処理要領（裁判官申合せ）」は、平成 21 年 3 月 31 日限り廃止する。

#### 附 則

- 1 この処理要領は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 平成 21 年 3 月 24 日付け「本庁及び神戸簡易裁判所における令状事件等事務処理要領（裁判官申合せ）」は、平成 25 年 3 月 31 日限り廃止する。